

令和3年第3回

大空町議会臨時会会議録

- ・招集 令和3年10月19日
- ・開会 令和3年10月19日
- ・閉会 令和3年10月19日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	後藤	忍	7番	品田	好博
2番	三條	幸夫	8番	齋藤	宏司
3番	上地	史隆	9番	松岡	克美
4番	田中	裕之	10番	深川	昇
5番	原本	哲己	11番	松田	信行
6番	沢出	好雄	12番	近藤	哲雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町 長 教育委員会教育長

副 町 長 福祉課長

総合支所長 福祉課参事

会計管理者 産業課長

総務課長 産業課参事

総務課参事 住民福祉課長

総務課参事 総務課主査

生涯学習課長 生涯学習課参事

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和3年第3回大空町議会臨時会議事日程

第1号 令和3年10月19日(火) 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 議案第76号 大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例制定について
- 日程第5 議案第77号 令和3年度大空町一般会計補正予算(第9号)

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長 山下英二 教育委員会教育長 渡邊國夫

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長 川口明夫 福祉課長 鈴木章夫
総合支所長 田中信裕 福祉課参事 阿部雅浩
会計管理者 平田義和 産業課長 作田勝弥
総務課長 林敏美 産業課参事 中村直樹
総務課参事 松川一正 住民福祉課長 阿部征弘
総務課参事 小堀弘樹 総務課主査 安念真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長 佐々木徳幸 生涯学習課参事 菅野洋治

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 藤田勉 事務局主幹 田中学

以上のとおり報告する。

令和3年10月19日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《令和3年9月10日～令和3年10月19日》

- 9月10日 第9回総務厚生・第9回産業建設文教合同常任委員会
第9回議会広報常任委員会
- 11日 自由民主党移動政調会（北見市）
- 27日 大空町立東藻琴幼稚園・保育園閉園式
秋の全国交通安全運動に伴う交通安全街頭啓発
- 10月 1日 大空町認定こども園ひがしもこと開園式
- 12日 第10回議会広報常任委員会
第10回総務厚生・第10回産業建設文教合同常任委員会
第10回総務厚生常任委員会
第10回産業建設文教常任委員会
- 15日 秋の輸送繁忙期の交通安全運動街頭啓発
第9回議会運営委員会
- 19日 令和3年第3回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、令和3年第3回大空町議会臨時会を開催します。

◎会議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、11番、松田信行議員及び1番、後藤忍議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

- ◇議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、10月15日に議会運営委員会を開き、会期等について協議いたしました。

本臨時会には、町長から提出されております案件が2件あります。その内容は、条例改正案が1件、補正予算案が1件であります。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第76号

◇議 長 日程第4、議案第76号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書1ページをご覧ください。議案第76号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年10月19日提出、大空町長、山下英二。

3ページと4ページは改正条文でございます。

内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料の1ページをご覧ください。大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

このたびの改正は、本年10月1日から北海道における最低賃金が28円引き上げられ889円となったところがございますが、会計年度任用職員の時間、日額報酬がこの賃金を下回る状況でありますことから、勤務1時間当たりの給与額、報酬額の算定方法を改めることとして改正するものです。

具体的には表の右側、第15条第1項中、「乗じたもの」を左側、改正後では、「乗じたものから、休日（大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年大空町条例第36号。以下、「勤務時間条例」という。）第11条に規定する休日）の合計日数に1日当たりの勤務時間を乗じて得た時間を減じたもの」に改めます。さらに第2項を削ります。

また、第16条中、「前条第2項」を「前条」に、次の第17条第1項中、「大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年大空町条例第36号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に、「得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条にお

いて同じ。)」を「得た額」に改めます。2ページをお開き願います。第2項中、「基準月額に12を乗じ52で除し、勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を除して得た額」を「次項の規定による報酬の額」に改め、第3項中、「52で除して得た額に、勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間」を「勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから、休日(勤務時間条例第11条に規定する休日)の合計日数に大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成18年大空町規則第28号。以下「勤務時間規則」という。)第2条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得た時間を減じたもの」に改めます。

下段、第21条の2第3項中、「大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成18年大空町規則第28号)」を「勤務時間規則」に改め、次の第22条中、「第25条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額」を「第17条第1項から第3項までに規定する報酬額、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」に改めます。

3ページをご覧ください。第25条第1項第1号中、「乗じたもの」を「乗じたものから、休日(勤務時間条例第11条に規定する休日)の合計日数に1日当たりの勤務時間を乗じて得た時間を減じたもの」に改め、第2項を削ります。

さらに、第26条第1項中、「前条第2項第1号」を「前条第1号」に、第2項中、「前条第2項第2号」を「前条第2号」に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和3年10月1日から適用するものです。

以上、提案理由につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第76号、大空町会計年

度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第77号

◇議 長 日程第5、議案第77号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書5ページでございます。議案第77号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度大空町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,381万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億7,509万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年10月19日提出、大空町長、山下英二。

7ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

15款、国庫支出金に744万7,000円追加。16款、道支出金に600万円追加。19款、繰入金に690万2,000円追加。21款、諸収入に1,346万2,000円追加。歳入合計は3,381万1,000円を追加し、94億7,509万1,000円とするものです。

8ページをお開き願います。歳出です。

2款、総務費に14万9,000円追加。4款、衛生費に60万2,000円追加。6款、農林水産業費に1,953万9,000円追加。7款、商工費に1,080万円追加。8款、土木費に200万円追加。10款、教育費に71万4,000円追加。12款、職員給与費に7,000円追加。歳出合計は3,381万1,000円追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、14、15ページをお開き願います。

2款1項13目、姉妹都市・友好町交流費の12節、稲城市・大空町姉妹都市提携30周年記念品製作委託料に14万9,000円の追加は、東京都稲城市との姉妹都市提携30周年を記念し、両市町のキャラクターを模した記念品を製作し、贈呈するものです。

4款1項2目、予防費の10節、消耗品など需要費18万3,000円と、次の11節、郵便料26万1,000円は、新型コロナウイルスに係るワクチン接種済証を発行するものです。5目、健康増進対策費の10節、消耗品費に15万8,000円の追加は、健康づくりに関する寄附がありましたことから血圧計を購入するものです。

6款1項5目、農地費の12節、畑地かんがい施設移設調査設計業務委託料376万2,000円の追加は、来年度予定しております町道大成24線

整備工事に伴う畑地かんがい施設の移設に係るもの。次の14節、畑地かんがい施設移設工事1,216万6,000円の追加は、道道福住女満別線の道路拡幅工事に伴う畑地かんがい施設の移設に係るものです。8節、普通旅費に31万1,000円追加は、女満別豊住地区農地整備事業にかかる用地交渉に係る費用です。10節、修繕料に330万円の追加は、リール式散水機の修繕にかかるものです。

7款1項1目、商工業振興費の18節、大空町プレミアム商品券事業補助金に300万円の追加は、町内事業者の経営安定のため地域商品券を発行し、消費拡大を図るものです。次の飲食店安心安全応援事業補助金480万円は、飲食店利用者に対してクーポン券を交付し、利用促進と消費喚起を図るものです。貸切バス運行促進助成金300万円は、貸し切りバス事業者に対し、緊急事態宣言が解除となり閑散期の運行を促進するため、助成金を交付するものです。

8款7項1目、空港対策費の18節、女満別空港利用促進事業負担金に200万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種またはPCR検査の陰性証明を条件としたツアーの造成、実施に対しまして、旅行会社に支援するものです。

16、17ページをお開き願います。10款7項3目、給食センター費の17節、ガス給湯器71万4,000円の追加は、女満別学校給食センターに設置の給湯器3台に不具合がありますことから、更新するものです。

12款1項2目、会計年度任用職員費の1節、会計年度任用職員報酬に7,000円の追加は、議案第76号でお認めをいただきました最低賃金の引き上げに係る条例改正に伴うものです。

続きまして、歳入の説明をしますので12、13ページをお開き願います。

15款2項3目1節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金44万4,000円の追加は、ワクチン接種済証の発行に係る国からの補助金です。

6項1目1節、地方創生臨時交付金700万3,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国から交付金です。

16款2項7目1節、プレミアム付商品券発行支援事業費道補助金600万円の追加は、プレミアム商品券事業に係る北海道からの補助金です。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金690万2,000円の追加は、今回の財源調整のために繰り入れるものです。

21款4項11目1節、雑入、総額1,346万2,000円の追加は、町道大成24線と道道福住女満別線の工事に伴う畑地かんがい施設の移設に係る補償費です。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。1点だけ確認させてください。

15ページの6款1項5目10節のリール式散水施設の修繕について。これ、産建の資料を確認させていただくと、例年74台ほどの使用のところ、異常気象、高温、日照りによって84台使用したと。そのうち不具合が54台も出たということで、実際どのような不具合が生じたのか。また、それだけの台数なので修繕にどれくらいの期間を要するのか。また、今後も同じような異常気象がある可能性もあります。そのような中、現在の保有台数89台で大丈夫なのか。もう少し台数を整備する必要があるのではないかと思います。この点について、どうお考えか改めてお聞かせいただきたいと思えます。

◇議 長 中村産業課参事。

◇産業課参事 リールマシンの修繕であります。ご質問の中にありましたとおり、年度当初は84台の貸出しで、この7月からの干ばつ期で84台まで貸出しの台数が増えております。

修繕の内容につきましては多岐に渡っておりますが、代表的なものとして、レインガンと言われる水を散水するノズルのところの首が固着して振らさらない若しくは回転するところが上手くいかないというところであります。それとノズルに若干ごみ等が詰まったりして上手く水が出ないという部分がございます。その対応等が行われてございます。それともう一つ、レインガンとは別にブーム式という水の散水方式があります。そちらについても同じような症状が出ておまして、ノズル等が若干詰まって交換をしなければならぬという部分がございます。ほかにホースがきれいに巻き取れない、油圧計が若干正常値を指していないため交換が必要など症状は多岐に渡っております。

修繕につきましては、今年、大規模な干ばつとなっております。大空町以外にも道営事業等で整備した地域がございます。リールマシンの修繕に業者が奔走しているところでございます。なかなかすぐに対応というのは非常に難しいところですが、何とか業者の努力で修繕等が行われているところでございます。

リールマシンの今後の使用についてというところでございますが、現在、89台のうち84台が貸し付けとなっております。また、貸付けを行っておりません5台のうち3台はモデル事業ということで畑かんが導入される以前の古い機種となっております。そういうこともございまして、今後、リールマシンの導入について検討させていただきまして、今年度中に女満別水利組合、これは畑かん施設等を管理してる組合となりますが、その役員の方と協議をし、追加導入を図っていきたいということで考えてございます。追加につきましては、今後協議をいたしまして、令和4年には間に合いませんが、令和5年度中に導入し、令和6年度からは散水できるような形で進めていきたいということで考えております。

以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。2番、三條議員

◇三條議員 はい、2番。1点だけ教えてください。

15ページの空港対策費、女満別空港利用促進事業負担金の内訳を詳しく説明いただければと思います。

◇議 長 松川総務課参事。

◇総務課参事 空港対策利用促進事業負担金のご説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による国の緊急事態宣言及びまん延等防止等重点措置が9月30日をもって解除となり、これからは新型コロナウイルス感染症への対策と同時に、経済を回復する取り組みを進めていく必要があります。10月以降、少しずつ以前のにぎわいや活気を取り戻しつつありますが、航空機の利用については、旅行意欲の減退やビジネス等出張機会がテレビ会議等に切り替わり、利用者の回復が鈍化しています。そのため、長く需要が低迷した状態が続く旅行事業者を支援することで、女満別空港の利用拡大に繋げるとともに感染症リスクを低減した上で、旅行意欲の向上を促していくことを目的とさせていただきます。

事業の内容でございますが、女満別空港発着のツアー造成、並びに催行に対して支援を行うものです。

具体的には、一つには、女満別空港を出発地として催行されるツアー、アウトバウンドに対しての支援となります。新型コロナウイルスワクチン接種証明、またはPCR検査等による陰性証明の提示を条件とした2泊3日以上ツアーを造成し、催行した場合に、参加人数21名以上であれば1ツアーあたり10万円、20人以下では1ツアーあたり5万円を支援するものです。

もう一つといたしまして、女満別空港に到着するツアー造成、並びに催行されるインバウンドに対しての支援となります。アウトバウンドと同様に、新型コロナウイルスワクチン接種証明またはPCR検査等による陰性証明の提示を条件とした、これも2泊3日以上ツアーであって、かつ、女満別空港から陸路でオホーツク管内の交通事業者によるバス等を使用したツアーを造成して催行した場合に、先ほどと同じように参加人数21名以上1ツアーあたり10万円、20人以下では1ツアーあたり5万円を支援するものでございます。

事業の実施につきましては、補正予算をお認めていただいた後、女満別空港周辺の関係市町等で構成する女満別空港整備利用促進協議会に対し、事業負担金として支出いたしまして、当協議会を事業の実施主体として実施していくものでございます。支援の対象となる者は旅行会社としておりまして、事業の実施期間は令和3年11月から翌年度の3月末まで。各航空会社や北海道エアポート株式会社、さらには近隣の旅行取扱事業者、そういったところに周知を行っていきたいと考えております。

説明につきましては、以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第77号、令和3年度大空町一般会計予算(第9号)を採決
します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第77号、令和3年度大
空町一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
以上で令和3年第3回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまで
した。

(閉会 午前10時26分)